

議事要旨(8) IFRS適用課題対応専門委員会における検討状況

冒頭、関口常勤委員より、第 3 回 IFRS 適用課題対応専門委員会における IASB 公開草案「投資不動産の振替 (IAS 第 40 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)への対応案に係る検討状況について、コメント・レター(案)の内容を含め、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IAS 第 40 号「投資不動産」第 57 項について、現状の記載はリストが限定列举であるという誤解を生むものであったため、明確化を図る本公開草案の提案を支持するコメントの方向性に同意したい。
 - 事務局はコメント・レター(案)において、「用途の変更」という用語を「用途に関する企業の方針の変更」に見直すことを提案しているが、IASB は現行基準において、実際の用途変更が生じる前段階である方針の決定時点での振替を含意していたのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本公開草案に関する審議において、IASB が方針の決定時点で振替がなされるべきと考えていたか否かについては必ずしも明確ではない。本公開草案の結論の背景には、単に経営者の意図が変更されたことを以って振替を行うことは適切でなく、用途変更が生じているという証拠が伴った際に振替を行うべきという記述があるが、事務局では、当該記述に関して、IASB は、証拠もなく、経営者の意図が変更されたことのみをもって振替を行うことは適切でないと考えていたものと理解している。
- したがって、コメント・レター(案)においては、未だ使用されていない建設中又は開発中の不動産について、将来キャッシュ・フローの寄与のあり方を適時に反映する等のために、実際の「用途の変更」が生じた時点での振替ではなく、取締役会の議事録やプレスリリース等の証拠が伴う「用途に関する企業の方針の変更」時点で振替を行うべきとすることを提案している。

最後に、本公開草案に対するコメント・レターをIASBに提出することが了承された。

以 上